

政治の行方を決めるのは主権者(私たち)。参院選で自由な選挙を!

選挙のときこそ言論の自由を —制限ばかりの日本の公選法—

選挙のときこそ、「憲法を守り活かそう」「戦争反対」「福祉・医療の充実を」「核兵器をなくそう」など、おおいに政治や要求を語り合い、政党や候補者の政策を検討して、一票を投じるのが民主主義の基本です。

しかし、日本の公職選挙法(公選法)は、自由な言論活動を大幅に制限しています。国連からは、日本の選挙運動に対する制限に懸念が表明され、不当な制限を撤廃するよう求められています。このような制限があるのは、これまでの政権が、政治について国民が語り合い、批判されることを恐れているからです。

選挙運動は自由であるべきです。公選法を使った不当な干渉は許されません。言論活動を制限する公選法は、憲法や国際人権規約に違反しており、抜本的な改正が必要です。



知っ得 選挙権の拡大と18歳選挙権

国の政治の行方を決める選挙権は、国民の運動によって拡大されてきました。

自由民権運動によって、国会が開設。1889年、はじめて国民が選挙権を持ちました。しかし、それは高額納税者の男性だけで、人口比でわずか1%でした。当時の衆議院は国民の1%の代表で構成されたのです。

その後、労働者や農民などによる普通選挙権の実現を求める運動(普選運動)によって、1925年、納税額にかかわらず、男性(25歳以上)が選挙権を持ちました。女性の参政権運動なども力に、戦後の1945年、20歳以上の男女が選挙権を持ちました。そして2015年、18歳以上に選挙権が拡大しました。

長年にわたる運動の結果、有権者は、1%から現在80数%に拡大しました。多くの国民が政治を動かす「一票」を手にしたのです。ぜひともこの貴重な「一票」を行使して、私たちの政治の行方を決めましょう。

選挙中に自由にできる活動

選挙期間中(公示後から投票日前日まで)、不当な制限はありませんが、そのもとでも自由にできる活動はたくさんあります。

●電話での投票依頼や街角・職場で会った人に訴える「個々面接」は自由です

選挙中、電話で投票依頼を行うことは自由にできます。

また、たまたま街角や職場で会った人に、投票をお願いすること(個々面接)も自由です。

ただし、公選法は、各戸を回って投票を依頼すること(戸別訪問)を禁止しています(これ自体不当で、欧米では戸別訪問こそが選挙運動の中心です)。



●インターネットをおおいに活用しよう

選挙中は、自分のホームページ(HP)やブログ、SNSなどのウェブサイト(電子メールは除く)で、支持する政党・候補者についての氏名、写真、政策などを掲載し、「〇△さんに一票を入れて」など投票を呼びかけること(「選挙運動」)が自由にできます。

なお、選挙前は「〇△さんに一票を」など投票依頼をすることはできません。ただし、政党の政策などを知らせることは自由です。

また、有権者は「電子メール」での「選挙運動」はできませんが、自分の支持する政党の政策を送信することは自由にできます。

ネットでできる選挙運動		
	候補者・政党	一般有権者
HP・ブログ	○	○
f t y SNS	○	○
電子メール	△(※)	×

※候補者・政党も電子メールの送信には相手の事前の同意が必要です。



知っ得 「選挙運動」とは?

「選挙運動」とは、①特定の選挙において、②特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために、③選挙人(有権者)に働きかける行為です。

ですから、「憲法改悪反対!」「消費税増税反対!」という宣伝は「選挙運動」ではありません。また、「落選運動」も、特定の候補者に投票を得させるためでなければ、「選挙運動」には当たりません。

●法定ビラや政策号外は自由に配れます

参院選では、法定ビラの全戸配布・街頭での配布、郵送など自由にできます。

また、選挙期間中であっても、政党機関紙の政策号外や政策パンフレットは従来通り全戸配布、街頭での配布ができます。

※候補者の個人ビラやマニフェストパンフなどは配布方法が限定されているため、政党や関係団体の指示に従い配布してください。

●選挙中こそ要求を訴えよう

—労働組合・市民団体の要求宣伝は自由

選挙のときこそ、労働組合や市民団体の要求を訴える絶好の機会です。

労組・市民団体などは、公選法で活動が規制される「政治活動をおこなう団体」には当たりません。従って、「憲法改悪反対」「消費税の減税を」「大幅な賃上げを」といった要求を掲げた宣伝行動は、選挙中も自由にできます。ポスターやビラ、パンフの配布、宣伝カーやハンドマイクを使った宣伝、署名活動も自由です。おおいに取り組みましょう。

ただしその際、特定の候補者や政党の支持や投票を訴えることはできません。

なお、選挙中の要求実現のための集会や行動も、公選法による規制はされません。

